

2回目、3回目の生活保護申請は、何ヶ月たてば可能か・・・

現在の状態＝困窮の事実と「廃止」した時の事情によります。

「失踪」「廃止」「停止」「切られた」「切った」表現は様々・・・

「生活保護を受けていた時から、どれくらい経てば、もう一度申請できるか」と、よく聞かれます。単純に言えば、原則として二重払いはありませんから、保護費の支給を受けた同じ月内には、申請できません。但し、救急入院(生活保護による医療保護)は別です。命に関わりますから。

生活保護は、国で定めた最低生活基準の収入を確保出来ない人が活用するものですから、「困窮の事実」があれば、何度目であろうと申請することが出来ます。たとえば、就職して生活保護を打ち切ったが、その後失業して無収入になったとか、自分のつもりではしつかりしたアテがあつて、打ち切ったが、アテが外れて再び野宿となった等の場合、再び、申請することが出来ます。ただし、何らかの事情があるにしても、月初めにその月の家賃を払わず、黙ってアパートを出た、働いた収入を申告せずそれがばれて逃げた、就労指導がうるさいの黙ってアパートを出た等、ケースワーカーとよく相談せずに切つて、「失踪」扱いとなっている場合は、スナリとはいかないこともあります。

日本語は難しいのですが、「すんなりといかない」は、「できない」ということではありません。困窮の事実に基づいて、生活保護申請すれば、受け入れられます。受付面接では、前回の打ち切った経緯をよく話し合い、制度を活用する「ルール」を再認識して、最低限の「ルール」は守るといふ意思表示は求められます。「役所」との付き合いに、慣れることも必要です。

近畿地方1か月予報(6月4日から7月3日までの天候見通し)平成23年6月3日大阪管区気象台発表
向こう1か月の出現の可能性が最も大きい天候と、特徴のある気温、降水量等の確率は以下のとおりです。

平年に比べ曇りや雨の日が少なく見込みです。向こう1か月の平均気温は、平年並または高い確率とともに40%です。降水量は、平年並または少ない確率とともに40%です。日照時間は、平年並または多い確率とともに40%です。(補足・・・近畿の昨年の梅雨明けは7月17日頃でした。過去30年間の平均では7月21日頃となっています。ということ、空梅雨かどうかは別に、梅雨明けは一ヶ月以上先です。)

大阪府西成区萩之茶屋1-9-7 釜ヶ崎日雇労働組合気付 釜ヶ崎夜間学校 発行

しこうそう かま さき (あいらん地域) の福祉相談窓口です。

やかんしゆくしりょう ただ りょう しゅうへん こうえん のじゆく かりご やせいかつ せいしかつ
夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

しりつこうせいそудんしょ しこうそう かま さき ちいき ない かんしゆくりょうしゃ やかんしゆくしりょうしゃ ちくない のじゆく
市立更生相談所(市更相)は、釜ヶ崎(あいらん地域)内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

やくしよ かんかつ なわぼ しこうそう まどぐち てんのうじこうえん ね てんのうじくやくしよ そудん
役所は管轄(縄張り)にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

さいてい そудん い まえ ぼん やかんしゆくしよ しゅうへん さんおう たいし しこうそうしゅうへん ね と
最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

おおさか しりつこうせいそудんしょ
大阪市立更生相談所にできること

1) 医療相談

からだ ちょうし わる ひと いしゃ しょうかい たいがい いりょう がんか しか びょうき
体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護(入院保護)とすることとなります。

2) 施設相談

にち さんしょくふ ろつ からだ ちょうし ととの ひと さんとくりょう せいかつ りょう そудん くだ
2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。
さいきん りょうしゃ すく ことわ すく いりょう じゅしん あと いりょう そудんしつ そう
最近利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。市更相に持っていきましょう。
しこうそう せいかつ しょうかいじょう も さんとくりょう うけつけ い せいしかつ ほ ごほうがい えんじよ
市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

にち ちょうき しせつ はい たいりよく かいふく かど いんしゆ いぞん わる せいしかつしゅうかん かいぜん
2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した人は、長期の寮(生活保護施設)への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談

じゅうきよ ひと か せいしかつ ほ ご なか きょたくほ ご しんせい
住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。
ばあい いりょうそудん しせつ そудん きょたくほ ご そудん しょくいん つた ひつよう
この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。
おおさかし せいしかつ いこうしえん じぎょう じゅうきよ ひと じゅうきよ さが あいだ せいしかつ ひ しきゅう
大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

ちゅうき しききん ちんたいじゅうたく はい ひと にゅうきよ ひ けいやくしよ も たんとう く
注記: 敷金のいらない賃貸住宅(マンション・アパート)に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くこととなります。